

平成 28 年 9 月 30 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民法の成年年齢の引下げの施行方法」に対する意見等について

平成 28 年 9 月 1 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 28 年 9 月

「民法の成年年齢の引下げの施行方法」に対する意見等

一般社団法人全国銀行協会

1. 改正法施行時点で既に 18 歳、19 歳に達している者は、改正法の施行日に一斉に成年に達するとすることによる支障の有無について

(1) 改正法施行時点で既に 18 歳、19 歳に達している者は、改正法の施行日に一斉に成年に達するとすることについて

【意見】

- 改正法施行時点で既に 18 歳、19 歳に達している者については、改正法施行日に一斉に成年に達するとの扱いにしなければ、成年・未成年の判別が困難となるため、改正法の施行日に一斉に成年に達するべきである。

(2) 改正法の施行日に一斉に成年に達する場合の支障の有無について

【意見】

- 改正法の施行日に一斉に成年に達するとする場合、18 歳、19 歳に達している者の親権者が一斉に親権を失うことになるため、原則未成年者本人による手続を許容していない取引（ローン、金融商品等）については、改正法施行以降の取引内容を整備する必要があるが、一斉適用に支障を及ぼすものではない。

(3) 改正法の施行日に一斉に成年に達とする場合の要望事項について

【意見】

- 改正法を十分に周知いただくとともに、事業者がお客さまに対して説明すべき内容やポイント等を明確にお示しいただきたい。
- 送達に時間を要する取引を受付する際（施行日を跨ぐ場合）の考え方を明確化していただきたい（例えば、改正法施行日前に、18 歳、19 歳に達している者による取引申込が郵送で行われ、申込書類を施行日以降に受領した場合、成年者による申込、未成年者による申込のいずれ

れとして取り扱えばよいのか。仮に未成年者による申込として扱う場合、受付後（施行日以降）に事業者が契約締結手続きを行ったとしても、未成年者との契約となり、取消可能になるのか）。

- 親権を失った法定代理人が、なお親権行使をしてくるようなケースも想定されるため、改正法を周知いただくことと並行して、かかる場合の取引の安全性確保（一定の移行期間中は、親権を失った法定代理人が親権を行使した取引も有効な取引と認める等）についても検討いただきたい。

2. 施行までの周知期間について

【意見】

- お客さまへの周知徹底およびシステム対応等の観点から、改正法の成立後、十分な周知・準備期間（たとえば3年程度）を設けていただきたい。

3. 改正法の施行日について

(1) 「②4月1日から施行する」案について

【意見】

- 4月1日施行は、次の理由から避けていただきたい。
 - ① 期初であること、入進学や就職等のイベントにより、各種申込が通常時期よりも多いことから、お客さまや事業者に混乱が生じるおそれがある。
 - ② ジュニアNISAがNISAに切り替わるタイミング等、税法に係る事項は「1月1日」を基準日としているものが多いが、これらと平仄が合わず、お客さまや事業者に混乱が生じるおそれがある。
 - ③ 4月1日は平日に該当する可能性が高いが、システム対応等が必要な事項について、リリースを平日に行うことはリスクおよび負荷が大きい。

(2) 「①1月1日から施行する案」「③上記以外の日（例えば改正法の公布から3年が経過した日）から施行する」案について

【意見】

- 18歳、19歳のお客さまにかかる手続き等の変更に対してお客さまや事業者がスムーズに対応する観点、およびシステムで成年到達を管理している事項についてはシステム対応を円滑に行う観点から、施行日については、一般的な平日に設定するのではなく、年末年始等の連休を挟んだ設定にさせていただく等のご配慮をお願いしたい。

4. 施行に伴う支障の有無

【意見】

- 民法の成年年齢の引下げの効果を、原則として、改正法の施行前には遡及させないこととしても、成年後の追認規定（民法第125条）により対応可能であり、大きな支障はないと思われる（ただし、同条の追認は継続的取引（ローン契約における約定返済、賃貸借契約における家賃支払い）には馴染むものの、一回的取引（典型的にはモノの購入）の場合は追認行為を想定しづらいとも思われる）。

5. その他要望事項について

【意見】

- 民法の成年年齢引下げに伴い、NISAの利用開始年齢を18歳に引き下げるとともに、ジュニアNISAからNISAへの切り替え日を「18歳となる年の1月1日」としていただきたい。
また、切り替えの際は、ジュニアNISAの運用管理人の取引権限を停止する等の対応が必要となるため、経過措置を要望したい。
- 民法の成年年齢の引下げに伴い、他の制度の取扱いも変更になる場合、システム等の対応を行うための時間確保が必要となるため、配慮いただきたい。例えば、NISAおよびジュニアNISAにおいて対象となる年齢が民法の成年年齢の引下げと同時に変更となるような場合や、旧法における未成年者のジュニアNISA口座からNISA口座への切り替え等、システム対応等に相応の時間を要するものと思料する。

以上